

11月は児童虐待防止推進月間です

岡こども子育て相談室（津山すこやか・こどもセンター内） ☎32-7027

児童虐待は、子どもの心と体を傷つけ、健やかな成長と人格の形成に重大な影響を与える行為です。虐待を受けている子やその保護者は、特徴的なシグナルを周りに発しています。そのことに気づき、手を差し伸べられるのは、身近な地域や子どもを育む社会全体です。「虐待かも」と思ったら、勇気を出して連絡しましょう。



- ### 子どもからのシグナル
- 不自然なアザややけど、打撲の痕がある
 - 極端に痩せている
 - 服や体がいつも汚れている
 - 顔に表情がなく、大人を見るとおびえる
 - 行動に落ち着きがなく、乱暴な行動が多い

児童虐待の種類

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病院に連れて行かないなど
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るうなど

- ### 保護者からのシグナル
- 子どもの健康や安全を配慮していない
 - 家の内外が極端に散らかっていて不衛生なまま
 - 子どもを家に残したまま、外出することがある
 - いつもイライラして子どもに当たる
 - 地域と交流が無く、孤立している

こども子育て相談室 ☎32-7027 平日8:30~17:15
 その他の時間や休日は ☎32-2170（市当直）

津山児童相談所(山北) ☎23-5131

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189

年金は世代と世代の支えあい ～国民年金に加入しましょう～

岡保険年金課（市役所1階7番窓口） ☎32-2072

誰しも加齢や障害、家族の死亡などによって生活が困難になる可能性があります。公的年金制度は、あらかじめ保険料を納めることで、必要な時に給付を受けることができる仕組みです。

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人が加入することで、社会全体で支え合い、生涯を通じた保障を実現する制度です。みなさん、国民年金に加入して備えましょう。

3つの年金であなたをサポート

- 支給される年金の種類（年金の受給には納付要件や支給要件があります）
- 老齢基礎年金**…保険料を納めた期間と免除された期間が300月以上ある人に、65歳から支給されます
 - 障害基礎年金**…年金加入者が病気やけがで障害の状態になった時、支給されます
 - 遺族基礎年金**…年金加入者が亡くなった時「18歳到達年度の末日までの間にある子（障害者は20歳）がいる配偶者」や「子」に支給されます

20歳になったら忘れずに国民年金に加入を

国民年金の加入期間は原則20歳～60歳です。保険料の納付方法は、就業形態などによって異なります。

種別	加入者	保険料の納付方法
第1号被保険者	自営業、農業・漁業、学生、無職の人など	加入者が直接納付する 保険料（月額）＝15,590円 ※保険料免除・猶予制度あり
第2号被保険者	会社員、公務員など	加入者の給料から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者が加入する年金制度が負担

注意

退職した時や、配偶者の扶養でなくなった時は、第1号被保険者になる届け出が必要です

※詳しくは、お問い合わせください

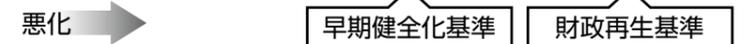
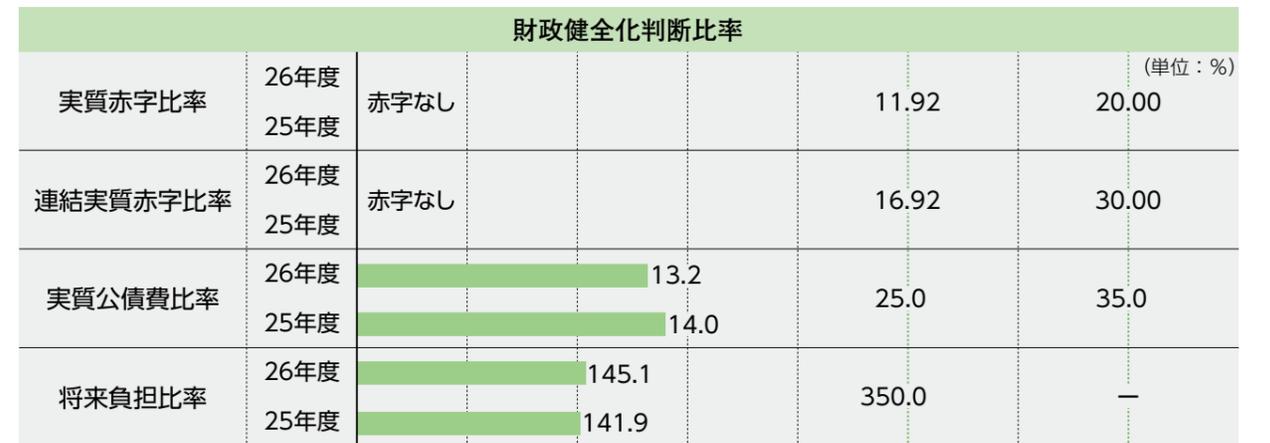
財政健全化判断比率と資金不足比率の公表

岡財政課 ☎32-2020

平成26年度決算をもとに、市の財政状況を示す指標を算定しました。

財政健全化判断比率（①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率）は、いずれも早期健全化基準を下回りました。また、公営企業会計の資金不足比率は、資金不足が生じた公営企業会計が無かったので、経営健全化基準を下回りました。その結果、健全な財政運営を保っていると判断しています。

しかし、平成27年度以降は合併特例期間の終了に伴い、地方交付税が減額されることなどから、市の財政はさらに厳しい状況になると予測されます。今後も健全な財政運営を維持するためには、一層の行財政改革が必要です。



公営企業会計の資金不足比率

市の公営企業会計は7つあります。平成26年度の決算では、いずれの会計でも資金不足は発生しませんでした。

■公営企業会計の種類

- 津山市水道事業会計
- 津山市工業用水道事業会計
- 簡易水道事業特別会計
- 食肉処理センター特別会計
- 下水道事業特別会計
- 農業集落排水事業特別会計
- 土地取得造成事業特別会計



指標の公表について

自治体の財政破綻を未然に防ぎ、財政状況の悪化した団体に対して早期健全化を促すため、財政判断指標（健全化判断比率と資金不足比率）を公表することが義務付けられています

用語の説明

- 実質赤字比率**
福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの
- 連結実質赤字比率**
すべての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、市全体の財政運営の深刻度を示すもの
- 実質公債費比率**
一般会計、特別会計などの借入金の返済額（支出）の標準財政規模（収入）に対する割合を指標化したもの
- 将来負担比率**
市だけでなく、市が関係する一部事務組合などを含めた借入金などの負債残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの
- 早期健全化基準**
基準を超えると、自主的な改善努力によって財政を健全化するため、財政健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる
- 財政再生基準**
基準を超えると、国の関与による確実な再生を行うため、財政再生計画の策定などが義務付けられる
- 資金不足比率**
公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し経営状況の深刻度を示すもの。経営健全化基準（20%）を超えると経営健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる